

# 日本診療放射線技師連盟会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この連盟は、日本診療放射線技師連盟という。

### (事務所)

第2条 この連盟は、事務所を東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 22 階に置く。

### (構 成)

第3条 この連盟は、次の者で構成する。

- (1) 診療放射線技師の資格を有する者
- (2) 前号の者のほか、この連盟の目的に賛同する者

### (目的及び事業)

第4条 この連盟は、国民の医療福祉の向上発展を図るための政治活動を目的にし、次の事業を行う。

- (1) 国民のための医療福祉政策の研究と提示
- (2) 前号の実現のための活動
- (3) この連盟の目的と事業に賛同する政治家への支援
- (4) 前3号にかかわる広報
- (5) その他必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の入退会)

第5条 この連盟の入退会は、この連盟を通じて行う。

2. 入会手続きは、別に定める金額の年会費を納入することによる。
3. 退会するときは、退会の旨を申し出る。

### (会員の義務と権利)

第6条 会員は、会費負担金の納入及びこの連盟の事業に協力する義務を有するとともに、事業への参加及び運営に対する意見を述べる権利を有する。

2. 会員は、いかなる理由でも会費等の返還を求めることはできない。
3. この連盟の機関決定に応じない会員を理事会は、除籍することができる。

### 第3章 役員

#### (役員の種類)

第7条 この連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 5名
- (3) 理事 前2号を含め9名以上40名以内
- (4) 監事 2名

2. 理事長、副理事長は理事とし、理事は監事を兼ねることはできない。

#### (役員を選出)

第8条 この連盟の役員を選出は、この連盟の理事会で行う。

2. 理事長及び副理事長の選任は、理事会で選出された理事の互選による。

#### (役員を解任)

第9条 役員として相応しくない行為があった場合、理事会の議決により解任できる。

#### (役員を職務)

第10条 理事長は、この連盟を代表し会務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は、理事長の旨を受けて会務を分掌処理する。

4. 監事は、この連盟の会計を監査する。

#### (任期)

第11条 役員任期は、2年とする。

2. 役員に欠員が生じたときは、補欠選任をする。

3. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

#### (会議の種類)

第12条 この連盟の会議は、理事会とする。

#### (会議の構成)

第13条 理事会は、役員をもって構成する。

2. 理事長が必要と認めたときは、構成員以外の者を参加させることができる。

ただしこの場合は、表決に参加することはできない。

#### (会議の成立)

第14条 会議は、理事の過半数の出席（委任状出席を含む）で成立する。

#### (会議の議決)

第15条 会議の議決は、出席理事の過半数により決する。ただし可否同数のときは議長判断で決する。

(会議の招集)

第16条 会議は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、毎年2回以上招集する。
- 3 理事長は、前2項のほか、必要なときに招集することができる。
- 4 前各項にかかわらず理事の3分の2以上から招集要請を受けたとき。

(会議の議長)

第17条 理事会の議長は、理事長が務める。

(理事会の機能)

第18条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 運営方針等の企画立案
- (2) 予算案及び決算の承認
- (3) 事業方針及び事業報告の承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要な事項

(議事録)

第19条 会議を開催したときは、議事録を作成する。

(委員会等)

第20条 理事長は、必要に応じて理事会の議を経て委員会を設置することができる。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第21条 この連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(経 費)

第22条 この連盟の経費は、会費、負担金、寄付金、および事業に伴う収入をもって充てる。

(資産の管理)

第23条 資産の管理は、理事長が行うものとする。ただし、理事長が指名した担当理事に代行させることができるものとし、管理者は政治資金規正法上の会計責任者とする。

2. 日常の金銭・物品の管理は、前項の管理者の旨を受けて職務代行者が担当できる。

## 第6章 組織

(支部の設置)

第24条 この連盟の下部組織として、各都道府県に支部を置く。

ただし、支部が事務所を構え、政治資金規正法に基づき所轄の都道府県選挙管理委員会に届け出た場合はこの限りではない。

## 第7章 補 則

(会則の改廃)

第25条 この会則の改廃は、理事会の議決による。

(委 任)

第26条 この会則の細則は、理事会の議により別に定める。

(解 散)

第27条 この連盟を解散するときは、理事会で3分の2以上の賛成によらなければならない。

## 付 則

1. この会則は、平成18年4月28日から施行する。
2. 第8条の規定にかかわらず、この連盟の発足当初の役員は別表のとおりとし、その任期は平成20年3月末日までとする。
3. この会則は、平成19年12月1日から改正する。
4. この会則は、平成21年6月20日から改正する。
5. この会則は、平成24年9月29日より改正する。
6. この会則は、平成26年6月7日より改正する。
7. この会則は、平成27年1月31日より改正する。
8. この会則は、平成27年7月26日より改正する。
9. この会則は、令和元年7月7日より改正する。
10. この会則は、令和3年3月27日より改正する。
11. この会則は、令和5年5月15日より改正する。

(別 表) 発足時役員名簿

理 事 長	伊藤 宰
副理事長	田城 邦幸
副理事長	八島 俊一
理 事	木村 由美
理 事	中澤 洋治
理 事	中村 孝行
理 事	村田 豊松
理 事	吉浦 隆雄
理 事	渡辺 和美
監 事	小関 信弘
監 事	山口 直一

(50音順)

## 会費納入規程

- 第1条 この規程は、会則第5条第2項に定める会員が納入する会費について定める。
- 第2条 会費額は、1口2,000円とし、年間1口以上とする。
- 第3条 会費の納入期限は前年度末とする。ただし、年度途中の入会者においては、このかぎりでない。
- 第4条 会費額の改定は理事会で決定する。

### 付 則

1. この規程は、平成18年4月28日より施行する。
2. この連盟の発足年度の会費の納入については、平成18年5月末日までに納入するものとする。
3. この規程は、平成19年12月1日より改正する。
4. この規程は、平成21年6月20日より改正する。
5. この規定は、平成27年1月31日より改正する。ただし、会費額は、平成27年12月31日までは、旧規程の年額1,500円とする。
6. この規程は、平成29年12月16日より改正する。